

主 文
本件各控訴を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人兩名の連帯負担とする。
理 由

本件各控訴の趣意は、弁護士小野清一郎・同竹内誠が連名で差し出した控訴趣意書と弁護士近藤航一郎・同土屋公献・同高橋功が連名で差し出した控訴趣意書とに記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対して次のように判断する。小野・竹内両弁護人の控訴趣意第二点および近藤・土屋・高橋三弁護人の控訴趣意第一・第二について。

論旨は、要するに、名誉毀損罪における事実の証明は自由な証明の方法によることができるうえに、罪となるべき事実を認定する場合のように高度の確信に至ることを必要とせず、証拠が有力であれば足りる、という前提のもとに、本件においては真実の証明があるのに原判決がその証明なしとしたのは、法令に違反し事実を誤認したものだ、というのである。

〈要旨第一〉思うに、刑法第二三〇条ノ二にいう「真実ナルコトノ証明」というのが被告人の罪となるべき事実の認定に必~~く~~要な程度の証明を指すのかそれともそれよりも弱い程度のもので足りるのか、換言すればいわゆる「合理的な疑いをいれない」程度の証明を必要とするのかいわゆる「証拠の優越」の程度で足りると解すべきかは、一つの問題だということができる。しかしながら、人の名誉を毀損する事実の中でも、本件で摘示されているような犯罪にあたる人の非行事実についていえば、本来それは国がその存否を確定し処罰すべき性質のものであるが、その場合にはいうまでもなく合理的な疑いをいれない程度にその事実の存在が証明されることを必要とする。しかるに、もし私人が、それほどの十分な証明をすることができず、たかだか「証拠の優越」と呼ばれる程度の証明しかすることのできなようなこの種の事実を一般に公表・流布しても、それが許されるとすれば、結果において、国の裁判によつては犯罪者と断定することのできない者に対しては事実上犯罪者としてのらく印を押し、その事項の性質上その者を社会的に葬り去つてあたかも刑罰を科せられたのに似た状態に置くことも可能となるであろう。この場合、その者が真に犯罪者であればまだしもであるが、証明の程度が右のように比較的弱くても足りるとすると、犯罪者でない者が犯罪者とされる危険性もおのずから相当程度存在するわけで、かくては不当に名誉を侵害された者がそのまま泣き寝入りをしなければならない場合をある程度認めることとなり、名誉の保護の観点からいえばいちじるしく不完全となるといわざるをえない。もとより強制捜査の権限をもたない私人の側で合理的な疑いをいれない程度にそれを証明することがかなり困難であることは所論のとおりだといえよう。しかし、特に摘示事実が他人の犯罪行為である場合には、その名誉侵害の度のきわめて高いことにかんがみ、証明の困難を理由として証明の程度が比較的低くてもよいことにはやはり重大な疑問があるとしなければならない。そして、この理は、その摘示者が報道機関である場合においても異なるところはなく、むしろ一般的に言えば、報道機関であればこそこの種の事項を公表するには一層慎重な態度で確実な根拠に基づくことを要するといえるのである。

ところで、本件の場合、もし合理的な疑いをいれない程度の証明を必要とするのであれば、到底その事実の証明があつたといえないことは以下の説明からおのずと明白であるが、かりに前記の見解を離れて所論のようにいわゆる「証拠の優越」といふ程度の証明で足りるとしてみても、本件では、一件記録および証拠物によつて裁判所の取り調べた証拠を十分に検討し、かつ念のため当裁判所みずから事実の取調べをした結果を考慮しても、被告人らの摘示した各事実が真実であることについては、その程度の証明すら成立していないといわざるをえない。すなわち、右の各摘示事実の内容は、AがBに対して述べたもので、このことはC、DからもAから聞いたようであり、昭和三四年八月一四日にはE電力株式会社の当時の社長Fの秘書Gが直接右Aと面談してこれを確めたことが認められるのであるが、その後Aは前言をひるがえしてこれらの事実の存在を否定するに至つていのである。そして、これらの事実に関しては、これを認めるに足りる具体的な資料としてはAがかつて述べたこと以外にないのであるから、問題の要点は、はたしてAの前に述べたところが真実か、虚偽かという一点にかかつていといつてよい。ところで、Aが前言をひるがえしたのちに同人の言うところによれば、当時同人の経営していた会社の営業が不振に陥つた際、監査役であるBにその原因を説明せざるをえなくなつたところから、ことさらに虚偽の事実を告げたというのであり、それがその後他人に伝わ

り重大問題化してきたのに驚き、真実を述べようになつた、というのである。そこで、同人の言つたという本件、摘示事実についてその裏づけとなるものを検討して、まずH発電所工事およびI発電所工事の使用する高圧メントを納入の割当に関し、または同人とKとの両名に金員を贈つた事実の側でこれを決定し、見もので、需要者であるE電力株式会社側がこれに關与していたと認むべきJ・KにN・Kらが金員を贈るといふことははなはだ不自然であり、ことにそのうちH発電所工事に関してNがJに二〇〇万円を贈つたという事実は、そもそもAが直接見聞しただけでなく、Nから聞いた事実として物語られているのである。また、東京赤坂におけるM化学の幹部およびその代理店側の者としてJ・Kとの会見の事実も、これをI発電所工事に使用する高炉セメントの納入割当と結びつけるだけの証拠は、単なる儀礼的あいさつのための会見だつたという関係者の証言に別段不自然な点は認められない。次に、I発電所のダム工事中セメントにひび割れが生じたことには、裏金要求の事実についても、Aの言つたことを信ずる以外に、これを裏づけるほどのものは存在せず、当審での事実の取調の結果によつても、この事実を証明するに足りるものが発見されたとはいえない。そこで、このようなたとを比較してみるのに、一件記録に現われたところばかりでなく、当裁判所が親しく同人の状態を前提としてAのかつての発言とその内容を否定している、現在の供述とを比較してみるのに、一件記録に現われたところばかりでなく、当裁判所が親しく同人を証人として尋問してみたところによつても、はたしてそのいづれを信用すべきかについては、少なくとも同人のかつての発言のほうを信用すべきだと心証を抱くには至らず、むしろいづれかといえばそれを虚偽であり創作であつたと述べている現在の説明のほうに真実性が強いと感ぜられるのである。それゆえ、原判示各摘示事実が真実であるとの証明はないとした原判決の判断は、証拠の優越で足りるとする見地に立つても結局正当だといらべきであつて、採証法則の適用を誤つた違法はなく、事実の誤認があるともいえない。また、そのほかに被告人らの行為を刑法第三五条の「正当ノ業務ニ因リ為シタル行為」にあたるものとみるべき理由も存在しない。したがつて論旨は採用することができない。

同第一点について。

論旨は、原判決がその判示第一の(一)と(二)の所為を合して一個の行為とし、第二の(一)と(二)の所為をも同様に合して一個の行為としたのは誤りであると同時に、第一の所為と第二の所為とを併合罪としたのは誤りで、原判示所為は全部を包指的に観察してこれを一罪と解すべきだ、というのである。

しかしながら、原判決の法令の適用を検討してみると、「判示第一の(一)(二)及び第二の(一)(二)の各所為はそれぞれ一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから、同法第五十四条第一項前段第十条によりそれぞれ犯情の最も重いと認める各判示Kに対する名誉毀損の罪の刑に從い処断すべく、以上被告人兩名の所為は、同法第四十五条前段の併合罪であるから、……犯情の最も重いと認める判示第一の(一)のKに対する名誉毀損の罪の懲役刑に併合罪の加重をし……」と記載されており、この記載と罪となるべき事実についての原判示とを対照すれば、原判決は所論のよらにその判示第一の所為および第二の所為をそれぞれ一個の行為とみたのではなく、第一の(一)、第一の(二)、第二の(一)、第二の(二)の四個の行為を認め、かつそのそれぞれの行為が同時に三名または二名の者の名誉毀損にあたるころから、その四個の行為がそれぞれ刑法第五十四条第一項前段の観念的競合になるとし、そのうえで、この四個の科刑上一罪が併合罪になると判断したものであることが明らかである。これに対し、論旨は、以上を包括して一罪と解すべきだと主張するのであるが、名誉毀損罪はその被害者ごとに犯罪が別個に成立すると解すべきで(大審院昭和八年(れ)第七七二号同年八月一日第四刑事部判決、刑集一二巻一四〇三頁参照)、本件では被告人らの所為は三名または二名の者の名誉を毀損するものであるから、その点からしてもこれを包括一罪と解することができないばかりでなく、それを別としても、原(要旨第二)判示第一の(一)、同(二)、第二の(一)、同(二)を合して被告人らの所為が包括一罪を構成するものということとはできな(要旨第二)い。けだし、原判示第一の(一)は昭和三五年五月二〇日付の「自民党通信」、第一の(二)は同年三月二八日付の「株主通信」、第二の(一)は同年五月二日付の「株主通信」、第二の(二)は同年五月二三日付の「株主通信」にそれぞれ掲載された記事に関するもので、その行為の日時にある程度の隔たりがあると同時に、掲載誌もすべて同種ではなく、また、これによつて名誉を毀損される被害者も、第一の(一)と(二)とではJ、K、Nの

三名であり、第二の（一）と（二）の場合はJとKとの二名である。しかも、この四種のパンフレットに掲載された記事の内容は、第一の（一）にI発電所工事の際のセメントのひび割れに関連する三〇〇万円の裏金に関する事実が附加して記載されている以外はすべて同趣旨で、H発電所工事の際のJへの金員贈与の事実とI発電所工事の際のJ・Kへの金員贈与の事実とがくり返し掲載されているのであつて、いいかえれば、各誌の記事はそれぞれ一つのまとまつた内容をなしているのである。そこで、これらの点から判断すると、以上四種のパンフレットへの記事掲載ならびに頒布は、機会を異にしてなされたもので、刑法上、その都度別個の決意に基づいてなされた四個の行為があると解するのが相当であり、したがつてこれを合して包括的に一個の名誉毀損行為があつたとみるべきものではない。もとよりこの四個の決意は相互に無関係なものではなく、その基底にJ・Kらを糾弾しようとする被告人らの志向が存在し、それが具体化して右の四個の決意としての現われたものであろうことは否定できないけれども、刑法上の罪数決定の基準となる行為の決意とは右のような抽象的な志向をいうのではなく、現実の行為と直接に結びついた具体的行為の決意でなければならぬから、その根底に右のような一つの志向があつたことは、これを四個の犯罪とみることの妨げにはならないのである。かつて、大審院は、明治四五年（れ）第一一五号同年六月二七日第二刑事部判決（刑録一八輯九二七頁）で、「毎日発行スル新聞紙上ニ包括的ニ一人ノ名誉ヲ段損スヘキ一箇若クハ数個ノ事実ヲ掲載シ之ヲ発行シタルトキハ一箇ノ名誉段損罪成立スルニ過キサレハ」云々と判示したが、判決録によつてその事実関係をみると、これは同一新聞紙に某外国人の非行に関する記事を五月二日から六月六日まで一〇日間連載した事案で、全体として一つにまとまつた記事を紙面の都合などで分割連載したものと認められる。このような場合は、あたかも多量の物品を窃取するにあつたつて事実上これを一回に運び出すことができないため数回にわたつて運び出す場合にも匹敵するもので、全体を包括して一罪を構成することに疑いはない。しかし、本件の場合はこれとは趣きを異にし、四回にわたつて掲載された各記載が各回ごとに独立したまとまつた内容のものであることは前述したとおりであつて、そのこと自体その各回の行為を別個の決意に基づく別個の行為と評価する根拠となるばかりでなく、その行為の間の時間的間隔その他前記の諸事情をもあわせて判断すれば、そこに刑法上四個の行為が存在し、したがつて四個の罪（正確にいえばそれぞれ観念的競合である四個の科刑上一罪）が併合罪の関係に立つとした原判決の罪数判断は正当だといわなければならない。それゆえ、この点の論旨も理由がないというほかはない。

（その余の判決理由は省略する。）

（裁判長判事 新関勝芳 判事 中野次雄 判事 伊東正七郎）